



平成 23 年 5 月 24 日

各 位

社名 株式会社サンリオ  
表者名 表取締役社長 辻 信太郎  
(コード番号 8136 東証第 1 部)  
合せ先 務取締役 江森 進  
話番号 (3779) 8058

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 21 日開催予定の第 52 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

平成23年10月3日をもってB種優先株式の全株式数を消却したことに伴い該当条項の削除を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

別表のとおりであります。

#### 3. 日程

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 24 年 6 月 21 日(木曜日) |
| 定款変更の効力発生日      | 平成 24 年 6 月 21 日(木曜日) |

以上

(別表)

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)<br/>第6条 当社の発行可能株式総数は3億1千万株とし、このうち3億900万株は普通株式、100万株はB種優先株式とする。</p> <p>(単元株式数)<br/>第8条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、B種優先株式の単元株式数は1株とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(B種優先株式)<br/>第13条の2 当社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(B種優先配当金)<br/>2. 当社は、第36条に定める期末配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき発行価額に10%を乗じて算出した額を各事業年度における上限として、発行価額に日本円半年物トーキー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)に4%を加算した利率を乗じて算出した額のB種優先期末配当金(以下「B種優先配当金」という。)を支払う。なお、同レートが公表されない場合には、これに準ずると認められるレートを用いるものとする。</p> <p>(1) ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。</p> <p>(2) B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してはB種優先配当金を超えて配当はしない。</p> <p>(B種優先中間配当金)<br/>3. 当社は、第36条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を支払う。B種優先中間配当金が支払われた場合においては、前項のB種優先配当金の支払いは、当該B種優先中間配当金の額を控除した額による。</p> <p>(残余財産の分配)<br/>4. 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき10,000円を支払う。</p> <p>(1) B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、本項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(B種優先株式の買受または買入消却)<br/>5. 当社はB種優先株式を買受け、または利益による買入消却を行うことができる。</p> <p>(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)<br/>6. 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の併合または分割を行わない。当社は、B種優先株主またはB種優先登録質権者には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>(強制償還)<br/>7. 当社は発行日から2年間を経過した日以降、いつでもB種優先株主またはB種優先登録株式質権者の意思にかかわらずB種優先株式の全部または一部を償還することができる。</p> <p>(1) 一部償還の場合は、B種優先株主名簿に記載された所有株式数による比例配分とする。</p> <p>(2) 償還価額はB種優先株式1株につき発行価額に107%を乗じた価額に償還日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数(初日および償還日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額とする。</p> | <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)<br/>第6条 当社の発行可能株式総数は3億1千万株とする。</p> <p>(単元株式数)<br/>第8条 当社の普通株式の単元株式数は100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |